

(平成24～25年度支援)

原状回復事業事例：福島県管理型最終処分場事案

事案の類型	管理型最終処分場における不適正処理
事案の場所	福島県伊達郡川俣町
行為者	福島県福島市 A社
規模及び種類	投棄面積； - m ² 投棄量； - m ³ 許可容量 304,000m ³ (埋立法 234,001m ³) 汚泥、鉞さい 等
支障のおそれ	現に、処分場内の保有水等の集排水設備の機能不全があるため、埋立法面の軟弱化、埋立法面の崩落、汚水（保有水）の流出などが生じるおそれがある。
対策工の概要	埋立法面の安定化を図るため、押さえ盛土として埋立法面に盛土工を行う。
除去した廃棄物の種類及び量	排出・処分量 - t (- m ³) (押さえ盛土工のため、搬出・撤去等を行っていない)
代執行費用	47,951,400円
支援した資金額	35,963,000円

代執行前



【事案概要】

行為者A社は、平成3年に当該処分場を設置し産業廃棄物処理業を営んできた。

県は、平成13年12月、埋立地内に雨水が貯まっていることについて、平成15年9月、埋立地内の廃棄物が露出していることについて、平成15年10月、保有水等が速やかに排除されずに相当量溜まっていることについて、平成22年9月、汚水の流出のおそれがあることについて等、改善の文書通知を行った。

平成17年9月、埋立廃棄物が堰堤の高さを超えていることについて、平成21年3月、保有水等の排除について、平成21年4月、保有水排除機能の回復について等、県は改善命令を発出した。

また、平成21年3月、汚水を未処理で放流したことについて10日間の業務停止命令を、平成21年10月に不法投棄に係りA社及び役員らが有罪となったことを受けて平成21年11月、産業廃棄物処分業許可取消処分を行った。

さらに、県は、平成22年11月、A社及び役員ら4者へ措置命令を発出したが、これが履行されなかったため、平成24年8月、行政代執行に着手し支障の除去を行った。

代執行後

